

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、政府においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
経済再生担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると、令和元年度の出産費用は正常分娩の場合、全国平均額が約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の出産育児一時金の支給額42万円では賄えない状況になっており、費用の平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

国は、平成21年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、平成27年度には一時金に含まれる産科医療補償制度の掛金分3万円を1.6万円に引き下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げた。令和4年1月以降の分娩から産科医療補償制度の掛金を1.2万円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしている。

一方、令和2年の出生数は84万832人で、前年に比べ2万4,407人減少し、過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、政府においては、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩和

中華人民共和国による人権侵害，強権的覇権行為に対し
嚴重抗議を求める意見書

昨年7月1日，中国政府は，国際社会や香港市民の強い懸念にもかかわらず，香港特別行政区国家安全維持法を施行し，警察権力による人権活動家の逮捕や言論に対する取締りの強化など，香港における自由で民主的な体制維持や「一国二制度」の原則を損なう強権的で反民主的な行為が行われている。

また，本年6月に開催された国際連合人権理事会では，中国に対し，新疆ウイグル自治区における100万人を超える人々の恣意的な拘束や，ウイグル人やその他の少数民族の漢民族同化に向けた強圧的な監視など，人間の尊厳を傷つける人権侵害として深刻な懸念が表明されたところである。

さらに，沖縄県・尖閣諸島周辺における領海侵入を繰り返す中国海警局の国際秩序を無視する活動をはじめ，台湾周辺における軍事活動，南シナ海の南沙・西沙諸島における領海問題や中国海警局の武器使用権限を明確化した海警法の改正など，我が国の安全保障上，看過できない強権的な行為が繰り返され，国際法との整合性の問題も指摘されている。

よって，政府においては，主権国家としての責任を持って，中国政府に対し，国際社会における法の支配を遵守し，普遍的価値である自由，基本的人権の尊重について，国際社会や米国をはじめ，考えを同じくする国と連携し，嚴重な抗議を重ねるとともに，実効性ある必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

内閣総理大臣
外務大臣 宛て（各通）
防衛大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等に加え、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校、高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が現場では望まれている。

全国的には、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和